

三 司法制度と個人の覺悟。各人は法律の前には平等である。犯罪の證據のあがらぬ迄各人は晴天白日の下に居るのである。

七 有機體としての社會——家族

一 緒。足とか手とかを負傷して死亡した人がないか、クラスの生徒に尋ね、もつて身體の一部の損傷は、遂に身體全體に及んでくる所以を説く。國家と個人との關係、國全體と地方との關係、職業と社會全體との關係の極めて密接なる所以を理解せしめ、其基礎としての勞働と品性の問題から教育必要を説き國家教育制度に及ぶ。

二 一有機體としての家族。子供は兩親の恩恵、食物、衣服、住居、其他の庇護を蒙つてゐるが、兩親は如何なる點で子供の恩恵を蒙つてゐるか。かくて家内中の相互依存の關係を説明し、リア王の物語（子供の敬愛の念の有無が兩親に及ぼす影響説明）を話す。かくして家庭、情操の涵養及び相互依囑の社會生活の初歩を教育する場所でなければならぬを理解せしめる。

三 家族各人の守るべき標語は「共存共榮」でなければならぬ。

- 1 性急な無鐵砲な子供。
 - 2 暴飲の父。
 - 3 母の過勞。
- これに關聯して工場制度、家庭内職と云ふが如きものの母に及ぼす悪い結果を指摘する。

八 世界同胞

一 緒。犬が互に他の犬に對する態度についての物語より始める。犬の種類は極めて多種であるが、彼等は血族の有無に關せず親密であるといふ事を理解せしめる。

二 世界同胞觀念が承認せられるに至つた經路。食人——奴隸禁止——世界人種同胞。「アンクル・トムズ・キャビン」を拔萃して教へる。

三 人類間の差別は世界同胞の障害とはならぬ。地球上の種々の國民の差異特質を生徒に列舉せしめる。色或は人種の差異があつても然も各人種は同種類の精神を有するものである事を認めてゐる。

ロバート・ルイズ・ステイブンスンのサモア島の土人に對する友情の物語をする。

道德律の共通（日本の武士と歐洲騎士との間に在る道德の類似）。日英の同盟は日英間に多くの點に於て差別あるに拘はらず然も互に共通點を發見したが故に成立したものである。

四 種類の異なる言語の下に横はつて一致點——「グリムズの法則」によつて一例が示された。

五 帝國主義と國際主義。兩者は並存して相矛盾を生じないのは、一家庭に於て各自性格を異にする兄弟姉妹が相集つてしかも家庭の平和を保持するのと變りがない。

六 人類同胞觀念の發達。交通制度の發達と同胞觀念の發達とは並行す。

同一宗教は同胞感情を惹起す。

現代に於ける聯合聯邦の例。スイス。アメリカ合衆國。英帝國。獨逸共和國。

世界聯合の一實例。國際會議。國際的聯合、郵便電信、鐵道、計量等。ヘーグ調停會議と調停裁判所。

九 調停

一 緒。兇暴なる戦争を緩和せんとするの傾向——生徒が知れる範囲に於て過去の戦争と現在の戦争とを比較せしめる。武器、輸送方法の變遷。

戦争は國家存立の爲に要する普通なる條件とは考へられない。俘虜助命は戦時中の規定の一である。非戦闘員の取扱の變化を説明する。

此等の變遷は或る程度に於て兇暴なる戦争を緩和することを示せるもので、この方法は各文明國間の相互理解により漸次に達せられたものである。この企圖の事實となつたのは一八六四年ゼネバに開催せられたゼネバ會議に於て負傷者の取扱規定の調印された時である。

二 調停手段による戦争の回避。フットボール競技には審判官が居るが如く、普通所有權に關する問題は悉く審判官即ち判事によつて裁判される。法廷に於ても然し多くの事件は調停によつて解決されるので、まして昔の如く腕力で解決するが如き事は決してない。

三 賃銀に關する紛争は時には調停によつて鎮定される。國家間の調停も既に有効なる効果を收めて來た場合が尠くない。

四 一七九四——英米間に起つたセントクロア河境界問題。一八二六——露西亞皇帝が一八一二年の英米戦争によつて起つた要求を調停者として仲裁す。

一八三四——ポーランド、ベルギー間の紛争事件。

一九〇四——北海に於て露國艦隊の英國漁獵船砲撃事件。

五 アメリカ合衆國南北戦争中のアラバマ號事件。

五 調停の範圍。勿論、野心、暴慢の罪の彼方にある場合には特別であるが、問題の紛糾せる際に

六 は冷靜に相互に熟慮するは國民として重要な責務である。ヘーグ裁判所。

一〇 正義の觀念の發達

一 緒。最も嫌惡すべき事は學校に於て自分の義務を果さないで罰せられる事であると云ふ事には全級が一致しやう。非行を惡み制裁を加へんとするは、公平なる觀念、正義の精神の發現である。

二 昔の正義觀念の發現。正義は復讐と同一視された。「目は目で償ひ足は足で償ふ」この觀念は家族と家族種族間の反目を甚だしく助長した。かくの如き苛酷なる正義觀念の發現は聖書の中に現はれてゐる。

三 何が故に社會はその成員の紛争に干渉を加へるか。復讐は遂に社會生活を不可能ならしめる。非行は社會を紛亂せしめる種であるが故に、社會を構成するや各人はその社會内に於ける非行を取締る事に努力する。各種族は遂に刑罰の機關を設けて個人間の論争を鎮める事とした。「各人は自己に關する事件の裁判官たるを得ず」と云ふは英國法律上の重要原則である。決闘禁止は明かに社會の幸福維持及び正義と云ふ觀念を公平に解釋する上から、社會が個人間の争闘に干渉をなせし一實例である。

四 商業上に於ける正義。法律は單なる非行を取締るのみでなく、詐欺瞞着の防禦をもなす。或點に於て法律は商業上の正義を強制す。——度量衡令。食新及藥品法令。破産法令。會社法令。工場法令。——「法律に違反せぬ」と云ふ事だけでは、正義全體を遂行した事とはならない。

五 社會制度に於ける正義。人々に對する正義とは人々の有する能力を充分發展せしめる事に在

る——パブリックスクールを設立する理由は此處に存す。欺瞞を事とし、飲酒に身を溺らす人を咎める時には先づ彼等の生長して來た環境を考慮すべきである。正義の精神は、子供をかくの如き悪環境に觸れしめずして完全なる生活をなすの機会を提供する事を企つべきものである。

一一 法律上に於ける人道精神の發達

一 緒。 ロンドン塔或其他封建時代の城廓を訪問すると、そこには土牢や責道具がある事に氣がつくであらう。然し若し現代の監獄を訪問すれば、嚴重なる警戒はあるが、地下牢とか拷問臺とか柵の如きものがない事に氣がつくであらう。囚人には二種ある、即ち俘虜と犯罪者とである。囚人に對する、人道的精神の發達を考へんとせば、先づ戰爭の規定の變遷、状態を考察すべきである。

二 犯罪者の刑罰。 十九世紀に於て犯罪事件には甚だしき人道的色彩の加つた事はサー・ヘンリー・ホーキンズ(Sir Henry Hawkins)の「ブランプトン卿の回想」(Lord Brampton)によつて充分説明されてゐる。

一八一八年三月七日開廷リンカーン巡回裁判所の罪人判決豫定表中にこんなのがある。「ジョージ・クロウ(十五歳)は某村某家に午前七時頃忍び入り、机を破壊して一磅の小切手と三志六片の銀貨を盗んだ嫌疑がある。判決——死刑。」
十九世紀初當に於て五シリングの價格のものを盗めば死刑とされたが、今日にては只虐殺の場合にのみ死刑に處せられる。

三 人道的取扱は犯罪者の増加を來さない。 過去百年間に於ける改善の主因となつたものは、教育

の進歩と警察力の充實にあるが、更に重大なるは「過度の刑罰は犯罪人を改善せしめずして兇惡化する」と云ふ事を認めたにある。

四 少年犯罪者の處置。 悪い環境との接觸より分離せしめること。
人道的精神は新なる法律の興起を促す。 最後に人道的精神の發達は更に新なる法律を制定するに至つた。——兒童虐待禁止法令、動物虐待禁止法令、鑛山及び工場法令。——(シャペリー卿等に感謝)。 船船法令。 殘酷なる遊戯禁止法令(闘鷄、懸賞拳闘)。 其他合衆國に於ける少年裁判所。 獨逸に於ける國家保險等。

一二 平等觀念の發達

一 緒。 黒板に圓形を大小二つ畫き、大小あるも、然も等しく圓たる點に於て變りなきを理解せしめ、後各生徒の個別的に差異ありながら、然も平等たる點に於ては變りなき事を自覺せしめる。

二 各人の所有し得べき等の事物。
1 すべての人が自由に享有し得べき事物。
2 人間生得權の一部として各人に附隨する事物。
3 權力者、賢者、富者によつて障礙拘束を蒙らざる事物等について生徒に熟考せしめる。その例として。

健康。——保健は各兒童の生得權である。
家庭。——自由人民には家庭を楽しむ權利が認められてゐる。
獨立。——主人に從屬を強要される苦惱はない。

公民。——政治に關する意見の發表、自己が適任と認める人を投票することはすべての人の權利と認められる。

教育。——教育は特權階級の特權ではなく、各人の天性に應て自由に開放せられてある處のものである。

宗教。——各人は信仰の自由を有す。

ブテトーンの「共和國」に於ては未だ奴隸制度が存した。吾人は此時代に比し現代には甚だしく人類平等の觀念が發達した事を知る。

三 平等の發達の段階。

1 社會的及び法律的平等の發達段階——法律適用の不平等から平等へ。

2 政治的平等の發達段階——階級打破と社會的平等へ。

四 富者と貧者に對する平等。

1 人は其所有品の多寡に應じて高下を生ずるものではない。(キリシリ及び釋迦の例)

2 然し赤貧洗ふが如き處には平等は存せずと云ふ意味を理解せしめる。

五 平等の保障——人を單なる手段と見做すこと勿れ。もし人を人として取扱ふ事を忘れる時には人類平等の觀念を閉却することになる。この觀念こそ、正義と禮讓との根柢となるものである。

六 男女間の平等觀念の發達。 文明の進化、基督教の發達と共に婦人の地位の向上された事を示すべし。今日英國に於て婦人は財産上、職業上、政治上、教育上の自由を有する點に於て男子と何差別がない。

一三 私有と公有

一 緒。 動物にありても自他の所有權を認めるものである。栗鼠、兎、熊、鮪、鼠等の例話。

二 私有と共有との差異。 ロシア、コーカサス族の共有牧場と乾草の私有によつて説明。吾人の社會に於ける私有と共有。

三 各々が最も良い形式なるか。何が故に二つの形式が必要なのであるか。私有は浪費と不注意を妨げる良策である。共有は獨專と專横とを防ぐ良策である。

四 私有と共有とが結合されてゐる場合。私有であつても公共用のものは公共よりの制限をうける。例へば汽車賃の規定及び瓦斯水道會社の利益金處置規定等。

一四 所有者の責任

一 緒。「サー・ロインフォルの夢」と呼ばれる詩となつてゐる、ローウエルの物語を談つて此章を始める。

二 慈善。金を與へる事が必ずしも貧者を幸福にするものではない。同情といふ慈善は誰れでもなすものである。

三 消費の責任。吾人がいか程寛恕であつても、吾人の寄附する金額の收入は小額にすぎないが、大部分のものは消費せなければならぬ。消費の蔭には多くの人々が勞働してゐる。製産者、物品供給者をして有効なる活動をせしめるやうに消費すべきである。極端なる廉價には悲劇が潜む。即ち安價な賃銀をうけてゐる勞働者の家族は決して相當なる生活を營む事が出来ない。

四 所有者は受託者たる事を意味す。

一五 負債投機賭縛罪惡。

一九〇

- 一 緒。本章には「自尊」といふ事に關して先づ説明をする。日本の切腹といふ事には「生きて辱を受けたい」といふ高潔な自尊心が存する。自尊の敵の一つは負債である。負債に伴ふ惡結果を考ふれば、次の如きものがある。
 - 1 負債の心配は心身に悪い影響を與へる。
 - 2 無邪氣な家族の者に及ぼす恐慌。
 - 3 一人の負債は他人の商業上に破滅を起す。
 - 4 負債は更に借金を招く、而して返却よりは借りる事が容易であるから、遂に借金は不正直を誘導してくる。
- 二 負債の原因。
 - 1 不幸によるもの（疾病、災害、失業）——保險の如き手段によつて豫防するは各人の義務。
 - 2 不注意によるもの。
 - 3 贅澤によるもの——自制と簡易生活の力説。
 - 4 虚榮によるもの——自立と自尊の缺乏より來る。
- 三 賭博及び賭け勝負。勞働の精神の消滅。公平なる交換は行はれない。人の不幸を見殺にする結果を惹起した勝者の喜悅は殘酷である。

一六 公民間の協同

- 一 緒。ロビンソン・クルソーの物語をもつて出發する。彼れの生活は離島に於ける淋しき生活で

- 二 分業。アダム・スミスが云つて「文明社會に於て人は常に多數の人の協同と援助とを期待する。その理由は僅かの人々と親交する事だけでは人々の全生活は満足になすことが出來ぬからである。」分業は勿論すべての人々に大なる便益を與へるものである。更に一人の不注意が如何に他人に及ぼす迷惑の大なるものかを考へる。——ゾラの死の例。（煙突の構造の不充分であつたが爲に窒息した）
- 三 他の人々の勤勞の尊重。職業の差別をもつて、その人を卑めてはならぬ。
- 四 分業はその勤勞を怠らしむる機會としてはならぬ。人から受けた事物に對しては有益なる報酬をもつてせなければならぬ。
- 五 公民間の協同の形式。分業と協同とは表裏離すことが出來ない。商業上の協同。株式會社。勞働者組合。保險協會。商業保護協會。消費組合等。若し協同にして社會を害するが如き種類のものならば宜しく排斥を加ふべきものである。——物價高騰のため賣主の聯合等。
- 六 社會的、慈善的な協同。種々な種類のクラブ。教會。家庭購讀會。職人組合。

一七 國家間の協同

- 一 緒。日本海大戰の時の有名なる日本の海軍大將東郷に關して彼が英國に留學中その保護者なりし人の逸話より説き起して、日本が歐米の文明の吸收に専心し、英國のものをも多く模倣したるを述べ、それと共に日本の藝術及び日本人の愛國心、國民的潔白からは英國人が多くの參考を受け

た事を説く。

- 二 商業上各國は互に物品の交換をなす。世界各國は商業上相互扶助をなしているに拘はらず、商業上の争闘も亦生ずる。然し個人の競争とは異つて、一國家の隆盛は必しも他の國家の廢滅を意味せぬ。吾人は他の國の隆盛を好感をもつて迎へ、もつて吾人の鞭鞋の具とすべきである。
- 三 發明上の協力。各國は特種の發明發見をなして相互に交換利用する。各國はその發明を世界中に廣めるべきで獨占すべきではない。
- 四 文學、音樂、藝術上の相互寄與。吾人の好讀の書物中には世界の各國に亘る著者を含んでゐる。繪畫に於て英國人の翫賞するものの中には多く他の國のものがあり、英國人を娛まし賞讃を得てゐる音樂家の有名な人々の中には、英國人ならぬ他の國の人々が多い。これらの點にありては明かに國際的交換が常に行はれてゐる。
- 五 思想の交換。一國が善良なる方面に於て啓發する處があると、他國はすぐにそれを模倣し追従するものである。各國が相互に留學生を派遣するのはこのことを意味する。
- 六 國家は相互に扶助し、相互に對する義務を充分に承認すべきである。不幸の救済。メツシナの地震の時の物語をもつて始めよ。
- 七 國際的協同。歴史上から考へて國家間の協同をなしたるは大部分戦争の場合であつた——商議、同盟といふが如きものは多く戦争を機會として生じた。更に他方面に於ては郵便及び電信聯合其他アフリカに於ける奴隸賣買の禁止運動がある。ゼネバ會議。ヘーグ仲裁々判所は吾人に最もよき福音を齎すものである。ヘーグに於ける國際調停仲裁

判所。法廷として平和殿の議立があり、世界各國は各々裝具品等を寄附した。

一八 社會の幸福と個人の品性

- 一 公民の義務を説く時には吾人の住する社會の幸福と云ふ事を考へなければならぬ。國家としても他の國家を認めぬが如き振舞は甚だ不都合な事と考へねばならぬ。
- 二 種族とか社會とかの幸福を考へる時。個人の義務と云ふ一大法規が生じた。これ等の義務は原始の時代から現代文明の時代に迄繼承傳統されてゐる。只現代の社會と原始の社會との異なる差異といふのは、現代に於ては産業が甚だ重要な社會の要素となつてゐる、従つて商業工業に關する道徳實行の必要が起つたと云ふだけである。
- 三 現代の如き大きな複雑な社會に於ては、ともすれば個人的となり。社會と孤立するが如き誘惑が多い。然し同胞に對する同情と奉仕が多くなればなるだけ我々の國は更に幸福になり偉大となるのである。

一九 意志の訓練

- 一 緒。「セルチック昔譚」中の一「メルダンの脱走」物語をもつて本章を始める。此物語は吾人がせなければならぬと知りながら、なす事の困難な事を想起せしめる物語である。
- 二 意志の鍛練。男女の子供には意志鍛練の機會が多くある。よき習慣をつける事は始は多少困難であるが然し後には容易になる。
- 三 精神的及び道徳的懶惰は危險。肉體を充分使用せぬ時の結果と精神的懶惰の結果とを比較せよ吾人の世界は興味に充ち、なすべき事項が甚だ多い。決して怠惰と無關心とを許さない。小

- 人閑居は不善の基である、何か仕事をもつといふ事は最もよい手段である。
- 四 勇敢、果斷なる行爲。困難なるに對しては平然たる態度にて對す。例はサートマス・モーアの斷頭臺上の惡びれの態度。ロバート・ルイス・ステイブンスンの肺病なるに拘はらず愉快に仕事を つゞけた事。コンドルセー、其他ブルユーターク傳中のルークラスの言葉等。
- 五 惡習による意志の薄弱化——アルコールの害。スコットランドの鐵道事故の大半は機關手の飲 酒に起因す。飲酒は神經、筋肉を漸次に薄弱にするので、その結果血液の調節に影響し、遂に活 動を不可能ならしめる。
- 六 誘惑に對する道。すべて誘惑に對しては「今一度」と云ふ妥協を示さず即刻に擊退する。その 當面の問題に衝き當てるには自我全體をもつてし、決して部分的な自我に對應せしむべきではな い。
- ナポレオンの常勝の秘訣は全力を即時にその事に集中したるにある。

二〇 理想

- 一 職業に成功。其職に忠實なるは成功の秘訣。勿論職業の選擇の時には吾人の趣味と能力とに應じて選擇する必要がある。自己の好まぬ方面の 事をなして、それが却つて成功の基となる事もある。グラッドストーンの例。
- 二 職業に於ける成功は、完全なる理想とすべきものではない。富を求める事は勿論完全なる理想 ではない。生活と生存との間の差異を理解すべきである。
- 三 理想としての藝術、音樂、科學等。
- 四 個人の理想。理想は高く持たなければならぬ。

吾人の理想は社會の人々に貢獻するする種類のものでなければならぬ。即ち「健全なる精神と健 康なる身體」をつくる事を目的とせねばならぬ。

- 五 社會及び國家の理想。各生徒に理想的社會を想起せしめる。理想的なる社會には貧困は消へ、惡徳がなく、更に自由なるものである。生徒には社會の暗黒面 を知らす必要がある。——嬰兒死亡率、鐵道事故で死亡するものの數。——英國民の三分の一は極 貧である。
- 勿論此等の暗黒面救済策を特に主張するが教師の任務ではない。只かの如き事は、無知と我儘か ら生ずるので、かくの如き事は國民の名譽を汚濁するものであると云ふ一般觀念を注入すればよ い。國家に貢獻せんとするには、如何なる職業の人々もその心身の健全なる必要があるが、この 心身の健全を完ふする機會を顧慮するは國家の責任となる。吾人の理想とする國に於ては、すべ ての兒童には、充分なる食糧、衣服、完全なる教育が與へられ、生長するにつれて有益なる勤勞 によつて生活資料を得る機會が與へられてゐる。従つて各員はその社會に於て價値のある、有能 なる一員としてその社會の爲に全力をつくす責任を感じるものである。
- 多くの「理想國」に關する著作を読む事は正義、進歩、相互扶助、美觀、自由、秩序の整然たる 社會状態に向ふ努力を鼓舞するに極めて有益なものである。

大正十四年三月二十八日印刷
大正十四年三月三十一日發行

文部省實業學務局

印刷者 川口辰衛
東京市牛込區納戸町四十一番地

印刷所 川口印刷所
東京市牛込區市ヶ谷田町一ノ十二番地

終

